

川越市立保育園給食用物資納入業者に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川越市立保育園給食用物資納入業者の資格要件、申請手続き及び契約方法について必要な事項を定めることにより、給食用物資の安全かつ品質の確保及び円滑な納入を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「納入業者」は、市立保育園を利用する児童等に提供する給食用物資（飲食物及び賄材料）を納入する業者（法人及び個人事業主）をいう。

(業者の資格要件)

第3条 納入業者は、次の各号に掲げる資格要件を備えていなければならない。

- (1) 市内に店舗又は営業所を有すること。ただし、第1条の目的を達成するために市長が必要と認める場合は、この限りではない。
- (2) 引き続き2年以上営業していること。
- (3) 納税義務が履行されていること。
- (4) 食品衛生法第55条第1項に基づく営業許可又は食品衛生法第57条第1項に基づく営業届が保健所に提出されていること。
- (5) 仕入れ又は生産及び製造加工能力が十分であり、指示された日時及び指定の場所に納入できる配送能力を有するとともに、緊急時に対応できる体制が整備されていること。

(納入申請手続等)

第4条 給食用物資を納入しようとする業者は、川越市立保育園給食用物資納入申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に申請するものとする。

- (1) 食品衛生監視票又は立入り検査結果票
- (2) 申請者が個人である場合には市町村民税の、法人である場合には法人市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- (3) 食品衛生法第55条第1項に基づく営業許可又は食品衛生法第57条第1項に基づく営業届（新規申請業者のみ）

(4) 調味料納入業者は酒税法第9条第1項に基づく酒類販売業免許（新規調味料申請業者のみ）

2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請内容を調査のうえ、業者を決定するものとする。

3 申請の時期、場所等については、市広報に掲載するものとする。

4 市長は、第1項に定める申請が複数あった場合は、公開抽選により業者を選定するものとし、その期日、場所等については別途関係者に通知するものとする。

(契約の締結)

第5条 市長は、納入業者と川越市立保育園給食用物資納入契約書により、契約を締結するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、給食用物資の納入について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成18年12月26日市長決裁）

この要綱は、市長の決裁があった日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月8日市長決裁）

この要綱は、市長の決裁があった日から施行する。

附 則（令和5年11月13日市長決裁）

この要綱は、市長の決裁があった日から施行する。